

奈良県告示第二百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十九年十一月六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 解除予定保安林の所在場所 生駒市大門町五八九の二・五八九の三（以上二筆国有林）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため